

(写)

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第6号

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市立学校設置条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、小学校、中学校及び義務教育学校を設置する。</u></p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p><u>第2条 次の各号に掲げる学校の名称及び位置は、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校 別表第1</u></p> <p><u>(2) 中学校 別表第2</u></p> <p><u>(3) 義務教育学校 別表第3</u></p> <p><u>別表第1 (第2条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="156 1214 1111 1287"><thead><tr><th data-bbox="156 1214 497 1262">名称</th><th data-bbox="497 1214 1111 1262">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="156 1262 497 1287"></td><td data-bbox="497 1262 1111 1287"></td></tr></tbody></table>	名称	位置			<p><u>(小学校の設置)</u></p> <p><u>第1条 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的として別表第1に掲げる小学校を設置する。</u></p> <p><u>(中学校の設置)</u></p> <p><u>第2条 小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す目的として、別表第2に掲げる中学校を設置する。</u></p> <p><u>別表第1 (第1条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1164 1214 2107 1287"><thead><tr><th data-bbox="1164 1214 1505 1262">名称</th><th data-bbox="1505 1214 2107 1262">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1164 1262 1505 1287"></td><td data-bbox="1505 1262 2107 1287"></td></tr></tbody></table>	名称	位置		
名称	位置								
名称	位置								

省 略	
龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地
馴馬台小学校	龍ヶ崎市 平台 4 丁目 2 3 番地 1
省 略	

省 略	
龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地
松葉小学校	龍ヶ崎市 松葉 2 丁目 9 番地
長山小学校	龍ヶ崎市 長山 5 丁目 7 番地 1
馴馬台小学校	龍ヶ崎市 平台 4 丁目 2 3 番地 1
省 略	

別表第 2 (第 2 条関係)

名称	位置
龍ヶ崎中学校	龍ヶ崎市 3 7 7 7 番地
城西中学校	龍ヶ崎市 川原代町 7 1 0 番地
省 略	

別表第 2 (第 2 条関係)

名称	位置
龍ヶ崎中学校	龍ヶ崎市 3 7 7 7 番地
長山中学校	龍ヶ崎市 長山 3 丁目 1 番地
城西中学校	龍ヶ崎市 川原代町 7 1 0 番地
省 略	

別表第 3 (第 2 条関係)

名称	位置
(仮称) 長山中学校区 義務教育学校	龍ヶ崎市 長山 3 丁目 1 番地

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 改正後の別表第 3 に定める義務教育学校の設置のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。